

介護老人福祉施設 すみれ特別養護老人ホーム 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び介護老人福祉施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下基準省令)という。その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人すみれ会(以下「当法人」という。)が設置経営する介護老人福祉施設すみれ特別養護老人ホーム(以下「当施設」という。)の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(施設の目的)

第2条 当施設は施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご入居様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すると共に、居宅における生活への復帰を目指した支援を行う。

- 2 当施設は、ご入居者の意思及び人格を尊重し、常にご入居者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(運営の方針)

第3条 当施設は、ご入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、介護及び療養を妥当適切に行う。

- 2 当施設は、サービスの提供に当たり、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 当施設の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご入居者又はそのご家族に対し、介護及び療養上の必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 当施設は、ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為は行わないこととする。やむを得ず拘束する場合は、ご入居者又はそのご家族に説明のうえ、その状態、経過、心身の状況及び拘束の理由等をケース記録に記録する。
- 5 当施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 すみれ特別養護老人ホーム
所在地 黒石市馬場尻南58番地

すみれ特養

(職員の職種及び員数)

第5条 当施設における職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。

(入所定員)

第6条 当施設の入所定員は、60名とする。

- ・ユニット数 6ユニット
- ・ユニットの定員 10名

(ご入居者に対する介護老人福祉施設サービスの内容)

第7条 当施設はご入居者に対し、次に掲げる介護老人福祉施設サービスの提供を行う。

- (1) 当施設は、ユニット型介護福祉施設サービス費を算定し、ご入居者3名に対して看護・介護職員を1名以上配置する。
- (2) 当施設は、退居後の在宅サービス等について、必要に応じ居宅を訪問し、ご入居者、そのご家族の双方に介護及び療養上の指導を行う。
- (3) 当施設は、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (4) 当施設は、ご入居者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならないご入居者のおむつを適切に取り替える。
- (5) 当施設の食事は、適切な栄養量及び内容でかつ適時に適温で提供するよう、管理栄養士が管理する。食事の提供時間は、次のとおりとする。
 - ア 朝食 7:30から
 - イ 昼食 12:00から
 - ウ 夕食 17:00から

(利用料その他の費用の額)

第8条 当施設の利用料は、別表2のとおりとする。

- 2 利用料の徴収に当たっては、あらかじめご入居者又はそのご家族にサービスの内容および費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 ご入居者には、生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めていただくこととする。

- 2 ご入居者には、外出又は外泊しようとするときは、その都度外出先又は外泊先、用件、外出又は外泊する期間等の予定を施設長に届け出て、承認を受けていただくこととする。
- 3 ご入居者には、施設内での次の行為を禁止する。
 - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - (2) 喫煙すること。
 - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
 - (4) その他この規程の定めに反すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時等における対応方法、非常災害対策に係わる施設の対応方針については、別途「すみれ特別養護老人ホーム防災計画」に定める。

すみれ特養

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を別途定める。

(高齢者虐待防止)

第13条 入居者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を別途定める。

(身体拘束廃止)

第14条 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束廃止について別途定める。

(その他の施設の運営に関する重要事項)

第15条 当施設は、原則として月ごとに、職員の日々の勤務時間、職務内容等を明確にした勤務表を作成し、これを事務室に備えることとする。

- 2 当施設は、職員の資質向上のため、最低年12回の研修の機会を設ける。
- 3 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。

寝具洗濯業務 (株)クリンテック

- 4 当施設の職員は、業務上知り得たご入居様又はご家族の秘密を保持する。
職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設は、あらかじめその事項を職員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 5 当施設が提供したサービスに関するご入居様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専任職員を置くとともに、玄関に「ごいけん箱」を設置する。
- 6 当施設のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 7 当施設は、ご入居様の介護老人福祉施設サービスの提供に関し、施設サービス計画書、看護・介護記録、機能訓練記録、その他必要な記録を整備する。ご入居者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は、原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、ご入居者の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、基準省令第4条に定める重要事項説明書に定めるほか、社会福祉法人すみれ会と管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

平成１４年	４月１日	一部改正
平成１５年	８月１日	一部改正
平成１７年	１０月１日	一部改正
平成１８年	４月１日	一部改正
平成１９年	４月１日	一部改正
平成１９年	１０月１日	一部改正
平成２１年	４月１日	一部改正
平成２４年	４月１日	一部改正
平成２６年	４月１日	一部改正
平成２７年	４月１日	一部改正
平成２９年	４月１日	一部改正
平成３１年	４月１日	一部改正
令和 ２年	１月１日	一部改正
令和 ３年	４月１日	一部改正
令和 ５年	４月１日	一部改正
令和 ６年	４月１日	一部改正
令和 ６年	８月１日	一部改正

すみれ特養

別表 1 (短期入所職員含)

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職 務 内 容
施設長	1 名		1 名	施設の業務を統括管理する。
医師		1 名	0. 1 名	ご入居者の病状等を把握し、ご入居者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。
看護職員	3 名 以上		1 名	医師の診察補助及び看護並びにご入居者の保健衛生及び日常生活の援助に従事する。
介護職員	2 7 名 以上		2 7 名	ご入居者の日常生活の援助に従事する。
機能訓練 指導員	1 名 以上		1 名	機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
生活相談員	1 名 以上		1 名	ご入居者及びご家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
介護支援 専門員	(1 名以上)		(1 名)	施設サービス計画の作成等に従事する。
管 理 栄 養 士 又は栄養士	1 名 以上		1 名	適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。
調理員	3 名 以上	2 名 以上	4 名 以上	食品衛生に留意し、調理業務に従事する。
事務職員	1 名 以上		1 名 以上	施設長の命を受け、事務の業務をつかさどる。庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

別表 2

区 分	金 額
ユニット型介護福祉 施設サービス費 (ユニット型個室)	要介護 1 日額 6 7 0 円 要介護 2 日額 7 4 0 円 要介護 3 日額 8 1 5 円 要介護 4 日額 8 8 6 円 要介護 5 日額 9 5 5 円 日常生活継続支援加算 1 日につき 4 6 円 看護体制加算 (Ⅰ) 1 日につき 4 円 看護体制加算 (Ⅱ) 1 日につき 8 円 夜勤職員配置加算 (Ⅳ) ロ 1 日につき 2 1 円 個別機能訓練加算 (Ⅰ) 1 日につき 1 2 円 褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) 1 月につき 3 円 科学的介護推進体制加算Ⅱ 1 月につき 5 0 円 安全対策体制加算 1 回につき 2 0 円 外泊時費用 1 日につき 2 4 6 円 初期加算 1 日につき 3 0 円 退所時情報提供加算 1 回につき 2 5 0 円 退所時栄養情報連携加算 1 回につき 7 0 円 再入所時栄養連携加算 1 回につき 2 0 0 円 療養食加算 1 回につき 6 円 配置医師緊急時対応加算 1 回につき 3 2 5 円 早朝・夜間 1 回につき 6 5 0 円 深夜 1 回につき 1, 3 0 0 円 看取り介護加算 死亡日以前 4 5 ～ 3 1 日前 1 日につき 7 2 円 死亡日以前 4 ～ 3 0 日 1 日につき 1 4 4 円 死亡日の前日・前々日 1 日につき 7 8 0 円 死亡日 1 日につき 1, 5 8 0 円 介護職員等处遇改善加算Ⅰ 1 ヶ月の自己負担額の 14.0%
居住費 (ユニット型個室)	1 日につき 2, 0 6 6 円
食 費	1 日につき 1, 4 4 5 円
お客様が選定する特別な食事	実費(基本食事サービス費相当額を控除した額)
教養娯楽費	(1) クラブ活動の材料費 実費 (2) 行事の材料費 実費
理美容代	理 容 1, 7 0 0 円 顔剃り 5 0 0 円
私物の購入	実費
家電持ち込み料	消費電力により要相談

注) 外泊時加算は、外泊期間の初日と最終日を除いた日について、介護老人福祉施設サービス費の負担に代えて負担する。